

多摩・島しょ安定集客促進事業助成金交付要綱

6公東観地事第202号
令和6年4月25日

(通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による多摩・島しょ安定集客促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第2条 この助成金は、多摩・島しょ地域において、年間を通じた安定的な旅行者の誘致を図るため、閑散期の誘客につながるコンテンツの開発やプロモーション等の安定集客促進に係る新たな取組を、経費助成を行うことにより支援し、多摩・島しょ地域の観光産業の持続的な発展につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「多摩・島しょ地域」とは、次に掲げる東京都内の地域をいう。

ア 多摩地域

東京都内の区部及び島しょ地域を除く地域

イ 島しょ地域

大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村

(2) 当事業における「安定集客促進に係る取組」とは、各地域において旅行客が最盛期に比べて減少する時期の集客や、休日・平日の繁閑差の解消、荒天時の旅行客のキャンセル防止等に資する取組をいう。

(助成対象事業者)

第4条 助成対象事業者とは、東京都内の観光協会等、商工会等、民間事業者等であつて、別表に定める者をいう。

2 前項にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する場合は対象外とする。

(助成対象事業等)

第5条 この助成金は、助成対象事業者が安定集客促進に係る新たな取組（以下「助成対象事業」という。）を行うために必要な経費（以下「助成対象経費」という。）の一部を、財団の理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適當と認め、用途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において交付するものであり、

助成対象事業、助成対象経費等については、別表に定めるとおりとする。

(助成金額及び助成対象期間)

第6条 助成金額及び助成対象期間は、次のとおりとし、別表に定めるところによる。

(1) 助成金額

助成対象経費の3分の2の額（千円未満の端数は切り捨て）又は2,000万円のいずれか低い金額とする（下限額：100万円）。

(2) 助成対象期間

最長2年間とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとするもの（以下「交付申請者」という。）は、理事長が定める期日までに、第1号様式による助成金交付申請書に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 理事長は、前条により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとする。そして申請内容を適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、第2号様式による助成金交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

また、申請内容が適正と認められないときは助成金を交付しないこととし、その旨を第2号様式の2により通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条の交付決定を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付決定前に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業者が実施する安定集客促進に係る新たな取組（以下「助成事業」とする）のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要になった事務及び事業に対

して、理事長が認めた場合には、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

- (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の規定による助成金の額の前項の(1)又は(2)に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業の内容変更)

第11条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3号様式による変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。また、(1)及び(2)の実施期間の変更については、令和6年10月1日から2年以内の変更に限る。

- (1) 助成事業の内容、実施期間を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業が助成対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。
- (4) 助成対象経費について、1区分につき20%以上の額の変更をしようとするとき。

2 理事長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査して適切と認めるときは承認するものとし、必要に応じて条件を付し、第4号様式により、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ第5号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は前項の承認を行う場合は、第6号様式により助成事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第13条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、助成事業者に対し助成事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

2 助成事業者は、前項の要求があった場合には、速やかに理事長に状況報告をしなければならない。

(遂行命令等)

第14条 理事長は、前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から30日以内に必要な書類等を添えて、速やかに第7号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第12条の規定による承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第16条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、第8号様式により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、実績に基づき第6条の規定により算出する額（千円未満の端数は切り捨て）又は第8条に基づく交付決定額のいずれか低い額とする。

3 交付額の確定に当たり、事業の実施に伴って収入が発生し、収益が生じる場合（収入が自主財源分の額を上回る場合）は、収益に相当する額を控除して交付確定額を算出する。

(是正のための措置)

第17条 前条第1項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第15条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の支払等)

第18条 理事長は、第16条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、第9号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第19条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。
- (4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に

基づく命令に違反したとき。

(6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第20条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第21条 理事長が第19条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第20条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者は助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 理事長が助成事業者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、助成事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第24条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第25条 助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間にお

いて、財団による、助成事業の運営及び経理等の状況についての検査及び助成事業の事業効果についての報告依頼に応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第26条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、助成金の交付目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が税抜50万円以上のものを、助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、第10号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りでない。

4 理事長は、前項の規定により取得財産等の処分等を承認した場合において、助成事業者に当該取得財産等の処分等により収入があり、又はあると見込まれるときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第27条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第28条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。